【規程番号　神女大短Ⅰ－016】

神戸女子大学・神戸女子短期大学学生相談室規程

（設置）

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に、学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。

（目的）

第２条　相談室は、学生個人の諸問題について相談業務を行い、学生生活を有意義かつ健康に送れるように支援することを目的とする。

（業務）

第３条　相談室は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

(1) 学生個人の修学、その他学生生活における諸問題についての相談業務

(2) 業務に必要な資料の収集及び整理保存

(3) その他目的達成に必要な業務

（構成員）

第４条　相談室に次の各号の教職員を置く。

(1) 学生相談室長（以下「室長」という。）

(2) 学生相談員（以下「相談員」という。）

(3) 相談員は、公認心理師または臨床心理士資格を有する技術職員をもって充てる。

（室長）

第５条　室長は相談室の業務を統括する。

２　室長は本学専任教員の中から学長が任命する。

３　室長の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（相談員）

第６条　相談員の役割は以下のとおりとする。

(1) 相談員は、相談業務に従事する。

(2) その他室長が必要と認める業務を行う。

（守秘義務）

第７条　相談員は、業務上知り得た個人の情報を漏洩してはならない。また、当該業務を退いた後も同様とする。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。ただし、学長は、改廃にあたり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（委員会名称の変更）